

「コミュニケーション的行為」概念の分析

—— J.ハーバマス『コミュニケーション的行為の理論』の研究(一) ——

安彦 一 恵

Erläuterung des Begriffs des ›kommunikativen Handelns‹. Über J. Habermas' ›Theorie des kommunikativen Handelns‹

Kazuyoshi ABIKO

J.ハーバマス『コミュニケーション的行為の理論』¹⁾の基軸を成すのは言うまでもなく当の「コミュニケーション的行為 (kommunikatives Handeln)」概念である。この概念は、例えばクーンの「パラダイム」概念やフッサールの「生活世界」概念と並んで現在最も著名な概念の一つとなっている。しかし同時に、そのゆえにかえって、本来の概念規定から離れて単なる言葉として流通しているといったところも在る。ハーバマスの「コミュニケーション的行為」論がテーマとされる場合をとってもそうであると言える。我々はこれに対して(まず)ハーバマス自身の概念規定を正確に理解しておくことが重要であると考え。

しかしながら、ハーバマスの概念規定はそう明瞭ではない。理解の仕方によっては自己矛盾的すらある。したがって、この概念の規定に関する彼の叙述を丹念に整理・検討してみることが、正確な理解のためには必要である。

1) 以下、『理論』と略記する。この書からの引用箇所は、原書の巻数と頁数をそれぞれローマ数字、アラビア数字で表記する。(『理論』以外のものからの引用は、各論稿名を略号——本稿末尾の「引用文献略号」参照——で、頁数をアラビア数字で表記する。) 訳出に際しては邦訳書を参考にさせて頂いた。そのまま使用させて頂いたところも在る。なお『理論』についての全体的紹介としては、筆者のものとしては安彦(3)を参照し

て頂きたい。

1. 「コミュニケーション的行為」の規定(a)

「コミュニケーション的行為」概念(そのもの)について主題的に論じられている箇所は、『理論』第一部、第一章、第三節と、第一部、第三章である²⁾。前者の方から見ていきたい。

1126-128でハーバマスは、「目的論的行為 (teleologisches Handeln)」、「規範によって統制された行為 (normenreguliertes Handeln)」(以下これは、同義である「規範的行為 (normatives Handeln)」によって統一的に表記する)、「演劇的行為 (dramaturgisches Handeln)」との対比において「コミュニケーション的行為」を規定している。

「目的論的行為」は一定の「目的」を実現するための「手段」としての行為である。その際、他の行為者が関わってきて、自分の目的を実現するための(手段としての)行為においてこの他者(への影響)も計算に入れられる場合、目的論的行為は「戦略的行為」というかたちをとる。「規範的行為」は一定の「集団」内で、その集団内の「了承 (Einverständnis)」を表現する「規範」との関係で、この規範に服従(・衝突)する行為である。「演劇的行為」は「観客」に対して自己を表現する行為である。(この表現によって観客の中に一定の印象を植え付ける

ことができるが、そのことを通して観客を（自己の目的を実現すべく）「操作」しようとするとき「演劇的行為」は「戦略的行為」となる。）これらに対して「コミュニケーション的行為」は、複数の行為者が相互に、「それぞれの行為のプラン、したがってそれぞれの行為を協調的に調整するために、行為の状況に関する諒解（Verständigung）を求める」（I128）行為である。ここでは「言語」が必須となる。

ハーバマスは、社会科学的諸理論のなかで用いられる多くの行為概念は主としてこれら四つの「基本概念」に還元できる（I126）として「コミュニケーション的行為」の規定をも提示しているのであって、その意味ではそう積極的なものでないとも言えるが、上述のものとして「コミュニケーション的行為」概念の一つの規定がここで提示されている。

2）本稿では（【理論】での規定の明示化、或いは修正として）最近のものには若干言及するが、「コミュニケーション的行為」概念の【理論】に至るまでの展開は問題としないことにする。

2. 「コミュニケーション的行為」の規定(b)

次いでハーバマスは I129-150で、これら四つを「行為者の世界との連関（Weltbezug）」に即して彼独自の観点から規定する。

「目的論的行為」は「客観的世界」（「実在する（existierend）（或いは、実在するであろう、また実在させよう）事態の世界」）に関連するものである。すなわち、行為者が客観的世界のうちに「自分が望む事態を実在させる」という「目標」をもって「意図」を展開することである。しかしハーバマスはここで、このような客観的世界「に関する見解を作り上げること」をも「目的論的行為」として挙げている。

「規範的行為」は客観的世界に加えて更に「社会的世界」にも関連するものである。「社会的世界とは、どのような相互行為が正当な間人性格の関係の全体に属するかを確定する規範的コンテクストから成るものである」が、「規範的行為」は、「規範」（的コンテクスト）に一致（・不一致）するというかたちで、そのような規範の総体である「社会的世界」に関連するの

である。この場合「規範」は、「存立する（bestehen）」ものではあるが、客観的世界内の事態のように「実在する」ものではない。更に、この「規範の存立」は〈事実として何らかの規範的統制が行われていること〉ではなく、〈規範が妥当、或いは正当なものと承認されていること〉を意味するものとして理解されなければならない。

「演劇的行為」は、上の二つの世界に加えて——厳密に言うなら、「規範的行為」において「社会的世界」として対される世界をも「客観化」的に対して——それらの「外的世界」に対する「内的世界」としての「主観的世界」にも関連する行為である。すなわち、演劇的行為において行為者は、自らが「外的世界によって限界づけられているということ意識する」ことによって、それとは別のものとしての「内的世界」に関連し、そしてその内的世界を「観客」に対して表現するのである。その際「主観的世界」とは、「行為者が、他の者に比べて特権的な接近をもっている行為者自身の主観的体験の全体」（I137）の意である。

さて「コミュニケーション的行為」は、これら三行為が関連するのとは別の世界に関連するというのではなく、これら三行為が「直接的に世界との連関をもつ」のに対して「反省的な仕方世界との連関をもつ」（I148）ということによって特徴づけられる。言ってみれば「コミュニケーション的行為」は、自分と（各）世界との連関そのものに関連するのである。そしてその場合、——「コミュニケーション的行為」も「相互行為」の一種であって、そこに他者との関わりが在るのであるが——世界とのそのような反省的連関が他者に関わるのは、その反省的連関を言語でもって表現するという仕方では在りえない。ここに、他の諸行為と違って「コミュニケーション的行為」においては「言語」が本質的「媒体」となっているという事態が存在する。

ハーバマスは同時に、すべての種類の行為が言語を媒体とできるとしつつ、各行為においてなされる「言明（Aussage）」に即して各行為の「合理性」を問題とする。「目的論的行為」については、その言明（或いは、その基に在る

「願望・意図」「知覚・見解」と客観的世界の事態との「一致」の観点で、行為の「有効性」、(事實的)言明自身の「真理性」という「合理性」が存在する、とされる。そしてこれと同様、「規範的行為」「演劇的行為」についても、前者の「当為命題あるいは命令」(規範的言明)、後者の「[[自己]表出的発言」の、それぞれ「妥当な規範」「主観的体験」との一致の観点での、前者の「適正性 (Richtigkit)」、後者の「誠実性 (Wahrhaftigkeit)」という「合理性」が存在する、とされる。(これらの「有効性」「真理性」「適正性」「誠実性」は総括的に「妥当性 (Gültigkeit)」と呼ばれる。)

ハーバマスによるなら、各行為のこれらの合理性は、(まずは)それらの当の各行為にとっては(「社会学者」によって)その外部から判定されるものである。各行為者自身が自らの行為の各合理性を判定するわけではないのである。これに対して「コミュニケーション的行為」においては、「合理性の問題が……行為者自身の視野のうちに入ってくる」(I141)。このことを「言明」に即して言うなら、「コミュニケーション的行為」においては「合理性」そのものを表現する部分がそこに付け加わってくるということの意味する。例えば「規範的行為」における言明は〈……すべし〉というかたちをとるのに対して、或いはまた事實的言明が〈……である〉というかたちをとるのに対して、「コミュニケーション的行為」における言明はそれぞれ〈……すべし、と私は言うが、そのことは適正である〉³⁾〈……である、ということは真である〉というかたちをとる。換言するなら、「妥当性」の「主張」=「妥当性主張 (Geltungsanspruch)」が同時に掲げられるというかたちをとる。このことは、言うまでもなく、「言明」の側面での「世界との反省的な仕方での関連」を意味する。

しかしながらこの場合も、「コミュニケーション的行為」は他の行為とは別の世界に関連するのではなかったのと同様に、別の種類の「妥当性」「合理性」をもつわけではない。すなわち、この意味での「コミュニケーション的行為」は、他の諸行為に対していわばメタ・レベルのものとして、それら諸行為が関連する各

世界に「反省的」に関わるものであって、「合理性」として言うなら、各行為が内含する合理性を、その行為自身に対して顕在化したものである。

3) ここで細かいことを言うなら、〈そのこと〉には、〈……で内容として言明される事態〉或いは〈そもそも私がそのような発言をしていること〉の二つの場合が在る。この点について簡単には安彦(2)143参照。詳しくは、より個別的にハーバマスの「発話行為論」を検討する別稿を必要とする。今のところ、その予定はもっていないが、ここでついでに述べておくと、「発話行為論」に関してはハーバマスは「理論」以後かなり大幅な修正をしつつあると思われる。その要点の一つは、「発話媒介的効果」の捉え方の変更である(Ent362ff., ND70ff. 参照)。上記拙稿もそのような〈修正〉を含むが、この変更点では最近のハーバマス自身の展開と基本的には一致する。但し、「意図主義」に対する(ハーバマスにとっては)首尾一貫した拒否は、拙稿とは一致しない。この点は、拙稿に対する私の側での在りうべき修正も含めて、(とりわけ「諒解定位的態度」(I386)の扱いを中心として)当然検討の必要が在る。

3. 「コミュニケーション的行為」の規定(c)

しかしながらハーバマスは同時に I150f. で、「コミュニケーション的行為」は他の三行為と「行為調整」という同一のレベルで別種のものであるとも規定する。その際ハーバマスは、「コミュニケーション的行為」は「コミュニケーション」と同じではないこと、前者は後者=「会話 (Konversation)」と異なって一つの「相互行為 (Interaktion)」(=「社会的行為」)であることを強調する⁴⁾。

そしてハーバマスは次のように述べる。「社会的行為という概念は、相互行為に参加するさまざまな人々の目標志向的行為に対してどのような調整を設定するかに即して相互に区別される。すなわち、1)自己中心的な効用計算の相互作用としてか、2)文化的伝承や社会化によって統制された、価値・規範に関する社会-統制的承 (Einverständnis) としてか、3)観客と演

戯者との間の合意的関連としてか、或いはまさに、4)協同的解明の過程の意味での諒解としてかというように、どのように調整が設定されるかに即して相互に区別される。これらのどの場合においても、行為者が目的措置と目標志向的行為との能力、および自分の行為プランを遂行することへの関心をもつかぎりで、目的論的な行為構造が前提されている。しかしながら、戦略的行為のモデルだけが、直接的に成果定位的な行為の諸特徴を説明することをもって十分となるのに対して、その他の諸行為モデルは、行為者が自分の目標を追求する際に服すべき条件をそれぞれ特定する。それらはそれぞれ、正統性、自己の表出、コミュニケーション的に達成される了承であって、自我はこれらの条件のもとでそれぞれ、自分の行為を他者のそれに「結び付ける」ことができるのである。」(1151. 番号は本稿筆者の付加)

この箇所では「コミュニケーション的行為」は、「直接的に成果定位的な」行為＝「戦略的相互行為」と区別される三行為（「規範的行為」「演劇的行為」および「コミュニケーション的行為」）から成るいわば非戦略的行為のうちの更に一つの下位行為であるとされている。

4) ハーバマスはI150で、「コミュニケーション的行為のモデルは行為（Handeln）をコミュニケーションと同一視しはしない」と述べている。「コミュニケーション的行為（kommunikatives Handeln）」も「行為」の一種であるから、したがって「コミュニケーション的行為」は「コミュニケーション」と、したがってまたコミュニケーション（という過程）を構成する「発言（Äußerung）」「発話（行為）（Sprechen, Sprechhandlung）」と同じものではない。（しかしながらこの点は、ハーバマス自身認めているように（RC264）、かつては彼自身十分区別していなかったところである。）

そしてハーバマスは、この区別を強調した後直ちに、「[コミュニケーション的行為において、]言語は諒解（Verständigung）に奉仕する一つのコミュニケーション媒体である。他方、行為者は、行為を調整するために相互に諒解し合いながら、それぞれ一定の目標を追求する。このかぎりで、目的論的構造はすべての行為概念

にとって基本的である」（I151f.）、つまり、一定の（、コミュニケーションを越えた）「目的」を志向しないものはおよそ行為ではない、と述べる。また同時に、ここでも、およそ「調整」が問題となってくるのは他者が関係してくる場合であるが、「コミュニケーション的行為」は厳密には——「コミュニケーション」ということがすでに他者を前提とするものであるゆえ余剰な表現となるので単に「コミュニケーション的行為」と表現されるが——他者に関係するものとして〈コミュニケーション的社会的行為〉であるということが、そして【理論】では、この「社会的行為」の意味で、したがって「行為」概念の一つの下位概念として「相互行為（Interaktion）」という言葉の規定しつつ、〈コミュニケーション的相互行為〉であるということが踏まえられている。であるがゆえに、「コミュニケーション的行為」は「戦略的相互行為」と対比されるのである。

なお日本語の問題として言うと、したがってまた、〈コミュニケーションという行為〉という意味をもつことになるので「コミュニケーション行為」と訳出することは適当ではない、ということになる。

4. 「コミュニケーション的行為」の規定(d)

しかしながらハーバマスは、規定(b)(c)を総合したような「コミュニケーション的行為」の規定をも更に同時に行っている。

ハーバマスは規定(c)での「協同的解明の過程の意味での諒解として」行われる「調整」を、規定(b)に関連づけつつ具体的に次のように述べている。「[コミュニケーション的行為のモデルにおいては]発話者は、もはや直接的に客観的・社会的・主観的の各世界内の何かに関連するのではなく、自分の発言を、それが掲げる妥当性が他の行為者によって反駁されるという可能性に即して相対化する。諒解が行為調整のメカニズムとして機能するのは、相互行為の参加者達が自分達の発言がもつ主張された妥当性に関して一致する、すなわち自分達が相互に掲げる妥当性主張を承認するという仕方においてのみである。」(I148)

5. 「コミュニケーション的行為」の規定(e)

ハーバマスは I142f. で、なお更に別様の規定を差し挟んでいる。ここでハーバマスは、規定(a)での分類を、より明確に「モデル」として限定しつつ、「コミュニケーション的行為のモデル」だけでなく、それも含めてすべてのモデルについてそれぞれ「言語」が関わっている場合を考えうるとし、その、言語的な各モデルの規定として次のように述べている。「コミュニケーション的行為モデルにおけるもの以外の三つの言語概念がいずれも一面的であることが明らかとなるのは、その三つのものによってそれぞれ特徴づけられているコミュニケーションの諸類型が、コミュニケーション的行為の限界諸ケースであることが示されるところにおいてである。コミュニケーションは、第一に[目的論的行為のモデルにおいては]自分の目的の実現だけを眼中に置く人々が行う間接的な諒解⁵⁾である。第二に[規範的行為においては]すでに存立する規範的了承を単に現実化するだけの人々が行う合意的行為である。第三に[演劇的行為のモデルにおいては]観客に向けられた自己演出である。これらの三つにおいては、それぞれ言語の一つの機能だけが、つまりそれぞれ、発語媒介の効果の実現だけ、間人格的關係の創出だけ、体験の表出だけが主題となっているにすぎない。これに対してコミュニケーション的行為のモデルは……言語の機能のすべてを等しく考慮に入れている。」

ここでは、「コミュニケーション的行為のモデル」だけがいわば完全なモデルであって、その他のモデルはいずれも「一面的」である、その意味でそこでの「コミュニケーション」(＝「言語」使用)は「限界ケース」である、とされている。

- 5) この「間接的諒解 (indirekte Verständigung)」という表現は、「意図論的 (intentional) 意味論」が前提とする (とハーバマスが見る) ような言語理解、つまり話者の「意図」に即して「発話」の意味を考え、「発話」において明示的ではないその「意図」は推測等によって「間接的」に理解されると考える見方を念頭に置いたものであ

る。本稿では無視しておいて構わないが、但し、それもまた「諒解」の一種であるというのは問題となる。しかしここでは、この「諒解」ということも (とりあえずは)「諒解定位的」と言われる場合のものとは別のものであるとのみ了解しておく。

6. 「コミュニケーション的行為」の規定(f)

ハーバマスはまた「理論」第一部、第三章でも「コミュニケーション的行為」を規定している。しかしながら、ここでも何様かの規定が見られる。

I384-386では、まず単純に「成果定位的」な行為に対する「諒解定位的」な行為として (I384)、「コミュニケーション的行為においては、当事者達は第一義的には自分達の成果に即して方向づけられていない。彼らも自分達の個人的目標を追求しはするが、それは、彼らが共通の状況定義に基づいて自分達の行為プランを相互に調整し合うことができるという条件のもとにおいてである」(I385) というふうに「コミュニケーション的行為」が規定される。

ハーバマスは、この「調整」を、相互の「発話行為」=「コミュニケーション」を通して、発話が掲げる「妥当性主張」が「承認」されることによってなされると考えるわけであるが、その、「発話行為」において掲げられる「妥当性主張」の三種 (「真理性主張」「適正性主張」「誠実性主張」) に即して「発話行為」が「事実確認的」「統制的」「表出的」の三つの「理念化された、或いは純粋な限界ケース」(I414) に下位分類されるとする (cf. I427:「発話行為の諸類型の分化の基礎でもある妥当性主張の体系」)。

そしてハーバマスは、「コミュニケーション的行為をその発話内的拘束効果によって他のすべての社会的行為から区別した後では、次は、コミュニケーション的行為の多種を発話行為の諸類型に則して整序する番である」(I411) と語る。「発話行為」の上の三類型に則して次に「コミュニケーション的行為」が規定されることになる。ここから自然に予想されるのは、「発話行為」の三類型を単純に適用して「コミ

コミュニケーション的行為」を「事実確認的」「統制的」(=「規範的」)「表出的」の三つのものに下位区分することである⁶⁾。

6) III183f. では、「これらの [三様の] 行為者—世界—連関は、諒解定位的行為 [これは純文脈的に見てもここではコミュニケーション的行為と同義である] の純粹 [三] 類型においても現れている」としつつ、その「連関」として「客観的世界内の或るものへの語用論的連関」「社会的世界内の或るものへの語用論連関」「主観的世界内の或るものへの語用論連関」を挙げている。ここからは、ここでも文字通りの表現はないが、「コミュニケーション的行為」の「三類型」として「事実確認的」「統制的」「表出的」の三つの下位類型が考えられていることが明らかである。

7. 「コミュニケーション的行為」の規定(g)

しかしながらハーバマスは、これとは別様に「コミュニケーション的行為」の規定を行っている。I435f. でハーバマスはまず、「発話行為」に関するオースティン、サール、クレッケルの分類の試みを検討した後で、上の分類を補完的に修正するかたちでまず自らの分類を提示する。すなわちハーバマスは「発話行為」を、「命令」「事実確認的発話行為」「統制的発話行為」「表出的発話行為」および「コミュニケーション型発話行為 (Kommunikative)」——更に「操作型発話行為 (Operative)」が挙げられているが、これについては「本来のコミュニケーション的意味はもたない」(I436) として簡単に言及されるにとどめられている——に分類している。

(いまは「命令」は無視するとして)「事実確認的発話行為」「統制的発話行為」「表出的発話行為」の三つは、「妥当性主張」の諸種(「真理性」「適正性」「誠実性」)および、関連する「世界」の諸種(「客観的世界」「社会的世界」「主観的世界」)に従って相互に区別される。これに対して「コミュニケーション型発話行為」については、「コミュニケーションの進行への反省的関わりによって定義するのが望ましい。そのように定義するなら、(肯定、否定、確信、確証などのように) 直接に妥当性主張に関係するか、或いは(基礎づけ、正当化、反駁あるい

は受容、証明のように) 妥当性主張の論証的取り扱いに関係するような発話行為をも含めることができるからである」(I436) とされる。

ここでは、「発話行為」の局面で、「コミュニケーション型発話行為」が、他の発話行為を前提にして、それを「反省化」したものとして、その意味で一種のメタ・レヴェル的なものとして、他のものから区別されている。

8. 「コミュニケーション的行為」の規定(h)

次いで I437-439 では、(t) の「発話行為」の三類型——ここでは「諒解定位的言語使用の純粹 [三] 類型」(I437) と呼ばれる——を「手引き」としつつ、しかし(g)での議論をも引き継ぐというかたちで「コミュニケーション的行為の三つの純粹類型」が提示されている。

すなわちハーバマスは、「諒解定位的言語使用の純粹類型」として「事実確認的」「統制的」「表出的」の三つの「発話行為」を挙げつつ、それを「手引き」として、これら三つのもがそれぞれ「構成的」である「相互行為」として「会話 (Konversation)」「規範的行為」「演劇的行為」の三つを挙げる。そして、これらに「戦略的行為」を加えて「言語に媒介された相互行為」を四類型に分類しつつ、前三者を「コミュニケーション的行為の三つの純粹類型、より適切には、三つの限界ケース」と呼ぶ。

そのうちの「会話」については、「コミュニケーション的に調整される行為プランの遂行、したがって目的活動に第一義的に奉仕するのではなくて、それ自体としてはコミュニケーションを可能にし、安定化するものであるような行為連関、すなわち一定のコンテキストで自己目的となる歓談、論議、一般的に言って対話」という行為と規定される。そして更に、そこでは「諒解の過程は行為調整的メカニズムの道具的役割から解放され、テーマをコミュニケーション的に取り扱うことが自立化して協同の目的となる」、「重心が目的活動からコミュニケーションに移動する」と述べられる。したがって、「会話」はもはや「行為」でないのではなからうかとも問えるが、I448では「事実確認的発話行為 (会話)」と表現されてもいる。

ここでは、「[相互]行為」そのもののレベルで「コミュニケーション的行為」の「三つの純粹類型」が示され、したがって「コミュニケーション的行為」が三つのものに下位分類されている。しかし、そのうちの「会話」については、他の二つがいわば「行為調整」志向型として「諒解」活動を「目的活動」に包摂させるものであるのに対して、「諒解」活動自身を目的とするものである、というふうに特殊な性格をもつとされる。

9. 「コミュニケーション的行為」の「反省性」

以上八つの「規定」を拾い上げてみたが、これらは同一の概念の様々な説明というものでは必ずしもない。そこには、相互に矛盾しているのではないかと思われるところも在る。「コミュニケーション的行為」概念は、一体どのように理解していけばいいのか。

なるべく相互の違いが明らかになるようにしつつ、しかし同時に「コミュニケーション的行為」概念をむやみに複雑化しないようにまとめつつ検討を進めていきたい。八つのものは、出典箇所から(a)-(e)と(f)-(h)の二つのグループにわけられるが、まず、第一のグループ内でこの作業を行ってみたい。

第一のグループ内では、規定(d)を中心にして、「コミュニケーション的行為」とは、言明される「妥当性主張」を相互に承認し合うという「諒解」((b)(d))に定位した「行為調整のメカニズム」を含む((a)(c)(d))「相互行為」である、という規定が中心になっていると言える。この(総合)規定からその要点を取り出すなら、次のことが指摘できる。

1) 「コミュニケーション的行為」は「相互行為」の(或いは、より広く「行為」の)一種であって、「コミュニケーション」過程を(自己完結的なものとしつつ)「解釈という作業に切り詰めた」(I143)場合の(非・行為的)「会話」とは異なる。

2) 「コミュニケーション的行為」は、他の三行為と違って、単に「世界」について言明するだけでなく同時にその言明が「妥当」であるとの「主張」をも言明し、そしてその「妥当性

主張」を承認し合うという「諒解」に定位するものである。

3) しかしながら、「コミュニケーション的行為」において発話される「言明」は、いわば内容的には他の行為(いづれか)によって発話されるものと別のものではない。その意味では「コミュニケーション的行為」は他の三行為に対して、それらの(三様のかたちを採りうる)特殊の形態である、とみなしうる。

4) そうではあってもこの規定では、「コミュニケーション的行為」概念は「諒解」的行為として「反省的」なものだけを意味するものであって、他の三行為概念とはいわば外延上の共通部分をもたない。

5) しかしながらこのことは、規定(e)の、三行為を「コミュニケーション的行為の限界ケース」とする表現と矛盾する。ここでは、第一グループ内では言葉使いの問題が在るにすぎないとみなしうるのではあるが、「コミュニケーション的行為」概念は「言語」使用を伴う行為をすべて含む広い範囲を指示する概念としても使用されている。

10. 広義での「コミュニケーション的行為」

次に、9.で行った総括(5)を除いて1)-4)を以下Aと表記する)を用いつつ、第二グループ(これは以下Bと表記する)に重点を置いて全体的に検討を進めていきたい。

Aでは(逆から見て)、「コミュニケーション的行為」以外の「相互行為」は「諒解定位的」ではないことになるが、果たしてBでもそうか。規定(f)は、「コミュニケーション的行為」を「諒解定位的」行為とも呼び、その「諒解定位的」行為を「成果定位的」行為と対比しているが、Bではもっと広い意味で「諒解定位的」行為を考えていると了解すべきではなからうか。ウェーバーとの関連でハーバマスは実際こう述べている。「その際私は行為の一つの分類から出発するが、その分類は、ウェーバーの行為論の非公式のヴァージョンに依拠する。社会的行為は、利害状況による行為調整と、規範的承認による行為調整とにそれぞれ対応する行為の二つの方向づけに則して区別されるからである。」

(I384)そして、この両「行為調整」が「成果定位的」と「諒解定位的」との二種なのである。

確かにBでも、「諒解」について（むしろAより明瞭に）「諒解の過程が目指すのは或る発言の内容に対して合理的に動機づけられた同意という条件を満たしているような了承である」（I387）と述べられている。そして、その「了承」——「コミュニケーション的に達成される了承」とも呼ばれる——について、それは、掲げられる「妥当性主張」に対して「根拠」をもって——「根拠」といわば内的に結び付いているゆえに、「妥当性主張」の承認に基づく「了承」は「合理性」をもつのである——了承することである、と言われている。厳密に換言するなら、「発言」が「根拠」と結びついているという「妥当性主張」を伴ってなされているゆえに、聞き手の側もその「発言」に「根拠」をもってイエス（・ノー）が言え、そしてそのようなかたちで「了承」することが「諒解」なのであるが、そこに一つの「合理性」が在るのである。

しかしながら、この「合理性」はAでの「反省性」のことではない。確かに「反省性」はこの「合理性」が反省的になっていることではある。しかし、そのことは「合理性」そのものとは別の事柄である。そもそも「合理的に動機づけられた同意」とは、例えばくしかたなく）ということではなく、（或いは——ここにはまた別の「合理性」（戦略的合理性）が在ると言えるが——〈得になるから〉ということではなくて、〈もっともだ〉としてなされる「同意」のことである。そしてその場合、「同意」が「非明示的」（I387）であるということも十分在りえるのである。であるがゆえに、「自分の発言をもって一つの妥当性主張を掲げる自我も、これを承認或いは拒否する他自我も共に、自分の決定を潜在的な根拠に基づける」（I387）という言い方もされるのである。

（したがって、妥当性主張を「掲げる」ということは、妥当性主張を（文の一部において）言明するということとは区別されるべきである。「掲げる」ということはまた、必ずしも意識的でなくても可能である。換言するなら、「妥当性主張」が「掲げ」られるのは、発話者の意図によってではなく、文の発話自身によってであ

る。）

Aでは「反省性」をもって「諒解定位的」行為が特徴づけられているのに対して、Bではこの意味での「合理性」をもって特徴づけられているのであるが、我々はこの「合理性」としての「諒解定位的」行為を広義での「コミュニケーション的行為」と呼びたい。〈広義での〉と言うのは、この場合、非「反省性」をもって除外されたものも「コミュニケーション的行為」概念に包括されるからである。

11. 「コミュニケーション的行為」の諸「純粋類型」「限界ケース」

次に、このことを踏まえておいて、規定(r)の後半を見てみることにする。

そこでは、「妥当性主張」の三種に即して、したがってそれぞれ「合理的」である三種の「発話行為」が挙げられていた。そしてそこでコメントしたように、これら三種の「発話行為」が構成する三種の行為、すなわち「事実確認的」「規範的」「表出的」の三行為が考えられ、かつ、これらも「発話行為」の「合理性」をそのまま引き継ぐものとしてそれら自身「合理的」であると考えうる。Aでは「規範的」等の三行為は「コミュニケーション的行為」とは別のものとされていたが、これら三行為についてそれぞれその「諒解定位的」な場合というものを想定し、三行為のこれらの部分についても、Bの意味では「コミュニケーション的行為」であると言っているのである。

そうすると同時に、Aの場合とは違って、「コミュニケーション的行為」概念はむしろこれら三行為概念の（「諒解定位的」部分の）総括的上位概念を意味するという見方も可能になってくる。ここから自然に「コミュニケーション的行為」の「純粋諸類型」という規定の仕方も出てくるのである。

しかしながら、「純粋類型」は「限界ケース」——1414では「理念化された或いは純粋なケース」という表現もされている——とも言い換えられている。そして、この「限界ケース」という表現はそれ自身多義的である。我々が規定(r)に即してまず了解したいのは、「世界連関」

に関しての「限界」性である。II184ではこう言われている。「コミュニケーション的行為の概念を〔規定Bで〕導入した際に指摘しておいたように、諒解定位的行為のこれらの純粹諸類型は限界諸ケースを表すにすぎない。コミュニケーション的発言は実際には、様々の世界連関に常に同時に埋め込まれている。……協同的解明の過程において参加者達は、発言においては三つの構成要素のうちの一つだけを主題的に強調するのではあっても、客観的・社会的・主観的の各世界における何かに同時に関係している。」つまりここでは、各行為は抽象化的に一つの世界連関のみを言明するものとして「限界ケース」なのである。

因に規定(e)では、「世界連関」(そのもの)ではなくて、言語の諸機能の——「コミュニケーション的行為のモデル」が全機能を考慮にいれるのに対して——一つだけを取り上げるものとして各行為モデルは「限界ケース」であるとされている。したがって、規定(e)でも一つの仕方では包括的概念として語「コミュニケーション的行為」が使用されているのではあるが、それは直ちには上の意味での包括的「コミュニケーション的行為」概念の提示を意味しない。

12. 狭義での「コミュニケーション的行為」

ハーバマスはEnt366で、「限界ケース」という表現をまた別の意味で(、かつ同時に「純粹類型」と換言することが不適切(「誤り」となるような意味で)用いている。そこでは——規定Aに即して「限界ケース」ということを考えた場合にも、こういうことになると思われるが——こう述べられている。「規範的言語使用、演劇的言語使用がそれぞれ一つの言語機能に合わせて切り取られたものであるのと同じように、規範によって導かれた行為、演劇的行為も、一つの特徴な妥当性アスペクトに——前者の場合は許容された間人格的関係の正統性に、後者の場合は自己表示の真正性(Authentizität)に——合わせて切り取られたものである。これらのモデルが諒解定位的行為の限界諸ケースを表すというのは、それらにおいては、批判可能な妥当性主張に対して相互に立場を取り合うとい

う、コミュニケーション的行為にとって本質的である力動的メカニズムが静止させられているかぎりにおいてである。それらにおいてはこの力動的メカニズムが、前者の場合は前提された価値合意によって、後者の場合は諒解定位的な自己提示を印象の操作へと改変することによって静止させられている。」

ここでは(以下これに限定して見ていくが)「規範によって導かれた行為」=「規範的行為」は、「合理性」の「力動的メカニズム」が極小であるという意味で「限界ケース」であるとされている。であるがゆえに規定Aでは、「規範的行為」は「コミュニケーション的行為」とは別種の、「諒解」ではなく「文化的伝承や社会化によって統制された、価値・規範に関する社会—統合的了承」によって「調整」を行う行為であるとされているのである、というふうに理解できる。「合理性」の程度の相違がそこでは「反省的」なものと非「反省的」なものとして、行為の種類別として捉えられているとみなせるのである。同時に、逆に「コミュニケーション的行為」は三種の行為とは別種の行為とみなせるのであるが、我々は、この意味での、「反省性」として「合理性」の点で高度であって、それゆえ他の行為と種別される限りでの「コミュニケーション的行為」——そういう概念もまた意味の在るものであると考える。そしてそれを、上の広義での概念と区別して、狭義での「コミュニケーション的行為」と呼びたい。

例えばWTでは、「行為」を狭義の「行為」と「討議(Diskurs)」とに区別し、前者では「妥当性主張」が非明示的であるのに対して後者では明示的であるという規定がされているが、(安彦(1)125参照)、この明示性は換言すれば「反省性」のことである。ここから、狭義での「コミュニケーション的行為」は、「討議」を構成するような「発話行為」を内含する限りでの相互行為であると言っていいかもしれぬ。なお、規定(g)の「コミュニケーション型発話行為」は、この「討議」を構成する「発話行為」であると解しうる。

さて狭義での「コミュニケーション的行為」概念を別に立てるとして、実際他方では、この意味での「コミュニケーション的行為」概念も

【理論】において広く使われている。そしてその場合特に、上の意味での「規範的行為」概念と対比させて使用されている。例えば、「社会統合」と「システム統合」との相違を説明した箇所では、「前者の場合、行為体系の総合は、規範的に保証された、或いはコミュニケーション的に実現された合意によって……産み出される」(II179)「前者の場合、行為体系は、規範的に保証されたものであれ、コミュニケーション的に実現されたものであれ、いづれにしても一つの合意によって……統合される」(II226)、と述べられている。

13. 「コミュニケーション的行為」の「合理性」の諸段階

ハーバマスはこの「規範的行為」と「コミュニケーション的行為」とを、前者＝前近代的なもの、後者＝近代的なものとして一つの歴史的概念としても用いている。「近代化」＝「合理化」と考えているので、このことは当然のことでもあるが、彼は例えば、「この[近代における]分立(Entkoppelung)と共に、社会統合という課題は、宗教[という、或いは、としての規範]に係留されている合意から言語的合意形成の過程へとますます強く移行していく」(II268)と語っている。この「言語的合意形成の過程」は明らかに、我々が言う狭義での「コミュニケーション的行為」の「諒解」過程の別表現である。

ハーバマスはこの「移行」(としての合理化)を、それ自身更に、「生活世界の合理化の一面」である「価値の一般化」(II269)に基づくとしているが、しかしながら他方、「[その]価値の一般化は、コミュニケーション的行為に備わっている合理性の潜勢力を解き放つための必要条件である」(II269)、或いは、「生活世界の合理化は、コミュニケーション的行為に備わっている合理性の潜勢力を次々と解き放っていくことであると解しうる」(II232)とも語っている。その場合は、広義で「コミュニケーション的行為」という概念が用いられている。したがって、このことを上のことと合わせて理解するならば、「コミュニケーション的行為」の「合理

性」の発展段階ということが考えられていると解しうる。

11.でも言及した I381-385の、ウェーバーの行為論の「非公式のヴァージョン」に關説した箇所では、「社会的行為の類型」を一方では「調整の仕方」に則して構成する」と共に他方では「社会的関係の合理性の程度」に則して構成することが考えられるとしつつ、前者のうちの「規範的了承による」場合について、この「合理性の程度」の二種を示している(I382f.)。「規範的了承による行為調整」が「コミュニケーション的行為」による「調整」に連がることを考えるなら、前段の「コミュニケーション的行為の合理性の発展段階」ということは、ほぼ純文脈的にも確認できると言える。

14. 「規範的行為」概念の二義

12.でみたように「規範的行為」は低度の「合理性」(＝非「反省」的)のものとして狭義での「コミュニケーション的行為」に対比させられているのであるが、11.＝規定(f)で「規範的行為」概念が「コミュニケーション的行為」の一下位概念を成すとみたのは、この非「反省」的なものについてではない。

つまり、「規範的行為」概念には二つの意味が在るのである。一つは、この非「反省」的＝低度の「合理性」の行為形態(の一つ)を意味する。Aで言う「規範的行為」はこれである。もう一つは、「合理性」の程度に関係なく、「社会的世界」に関連する(「発話行為」が構成する)限りでの「コミュニケーション的行為」を意味する。「合理性」の程度を言うなら、これ自身のうちに「合理性」の程度が在る。つまり、この意味での「規範的行為」自身のうちに高度の合理性のものと低度の合理性のものが在るのである。Bで言う「規範的行為」は基本的にこれである。

そうすると、狭義での「コミュニケーション的行為」の一形態としても(後者の意味での)「規範的行為」が在りうることになるが、「討議」として言うなら「実践的討議」を内含する相互行為がそれに相当する。

AとBとで「規範的行為」(および「演劇的

行為)が二義的に使用されていて、それとの関係で「コミュニケーション的行為」概念も理解し難いものとなるのであるが、実はAの「規範的行為」概念は第一の意味を基本としつつなお別の部分をも含んでいるとも解しえる。我々が広義での「コミュニケーション的行為」の「合理性」として表現しているものは厳密には「コミュニケーション的合理性」のことであって、それ以外の、つまりそもそも(Bの意味での)「諒解」に定位しない「合理性」も在り、かつ(Aの意味での)「規範的行為」がそのような「合理性」に定位することも考へうるからである。(「演劇的行為」については明確にそうだとされている。)11.で<「諒解定位的」部分の>と限定を付したのはこのためである。

15. 「会話」と「コミュニケーション的行為」

「会話」は、A(1)=規定(c)では明確に「相互行為」から排除されているのに対して、Bでは一部(h)「相互行為」の一類型とされている。Ent401でもほぼ同様に、「自分の行為プランの追求への関心に対して、コミュニケーションの関心が自立化すること」と表現しつつ、脈絡は異なるのではあるが、「会話」を「[コミュニケーション的行為の]一つの特徴ケースとして現れたもの」としている。

しかしながら、この相違は多くは「(相互)行為」という言葉の使い方からくるものである。そして我々は、Aでの用法の方が基本的であって、むやみに「コミュニケーション的行為」概念を複雑化しないためにも、「会話」は「コミュニケーション的行為」の一部を成すとしながらい方がよいと考へる。「コミュニケーション的行為」をこの「会話」として理解、或いは展開している論者も見られるのではあるが、それは基本的には誤りとすべきであろう。

しかしながら、事はそう簡単ではない。——規定(h)では、「会話」と「事実確認的発話行為」とが等置され、規定(g)では、「事実確認的発話行為は会話にとって構成的な意味をもつ」とされ、いずれにしても「会話」は「事実確認的発話行為」と密接な関係をもつことが指摘されているが、この「事実確認的発話行為」、および、

それに対応するとされている「客観化的態度」「客観的世界」とは精確には何か。

まず「事実確認的発話行為」は、いわば存在論的に分類されたものとしての三つの世界の一つとしての「客観的世界」に関連すると基本的に——したがって本稿でも基本的にそう了解してきたように——考へられている。同時に「事実確認的発話行為」は「基本的態度」として「客観化的態度」を採ると規定され、そして、この「客観化的態度」は「客観的世界」を基礎にして、それへと関係する「態度」と考へられている。

しかし同時に他方、「態度」の在り方によって世界がいかなるものであるかが規定されてくるという見方も在る。「演劇的行為」の規定として2.で要約的に示したことだが、いま完全に引用するとハーバマスはI140でこう述べている。「外的世界に対して[演劇的]行為者は、基本的に客観化的態度しか採りえない。そしてこのことは、規範によって統制された行為の場合と異なって、自然的対象に関してだけではなく、社会的対象に関しても当てはまる。」つまりここでは、ここでも存在論的に「社会的世界」と呼ばれるが、「演劇的行為」はその「社会的世界」に——それに対する態度の本来の在り方である「規範合致的態度」(I439)ではなくて——「客観化的態度」でもって対する、と考へられており、そこに自然的対象に加えて社会的対象をも含むところの「外的世界」という在り方が措定されるとも考へられているのである。この「外的世界」という概念は、存在論的概念ではなくて、いわば「態度」によって措定される世界<の概念である。

さて、このことから、ハーバマスは単に「演劇的行為」についてだけではなく、およそすべての「行為」および「発話行為」に関してこうした措定的世界概念を他方で使用しているともみなしうる。「客観的世界」とは「客観化的態度」によって措定される世界であり、「事実確認的発話行為」もそのような意味での「客観的世界」に関わる「発話行為」であるとみなしうる。つまり、「事実確認的発話行為」と言う場合の「事実」とは「実在」だけを意味するのではなく、およそ「客観化的」に捉えられるもの

すべてを意味するともみなしうるのである。

このように見ると、同時に、「存立」するものである「規範」もまたこの意味での（「客観的世界」を構成する）「事実」でありうる。実際、規定(b)の、「規範的行為」を説明した箇所では——これもまた2.で要約的に示したところであるが——こう述べられている。「社会的世界の意味は規範の存立と関わらせて説明される。その際、規範の存立を、規範的統制という種類の社会的事実が存在するというふうに言明する实在命題の意味で理解しないことが重要である。」(1132)つまり逆に言って、「客観化的態度」をもって「社会的世界」を（措定的意味での「客観的世界」として）捉える場合、「規範の存立」は「事実」（「事実として何らかの規範的統制が行われている」）として捉えられるのである。

そうであるならば「事実確認的発話行為」は、まず、「客観化的態度」で措定される世界すべてへと関連する「世界」を拡大することができる。なるほど、「客観的世界」が「事実確認的発話行為」の本来の対象であるとは言えるが、この発話行為はそれ以外の世界をも対象とできる。そして更に、人々が「規範の存立」を単なる事実ではなくまさしく「妥当なものとして承認されていること」と捉えているという、まさにその事態を、いわばメタ・レヴェルで「客観化的」に捉えることも可能である。人々にとって（措定的意味でも）「社会的世界」であるその世界をもメタ的に「客観的世界」として対象としえるのである。

このようなものとしての「事実確認的発話行為」が「会話」を構成しているとみなせるわけだが、「会話」という（発話）行為はこのようなメタ・レヴェルで客観化的態度をもってなされる（発話）行為を含んだものではないのか。「会話においては話題とされている対象への関心が優っている」(1438)と言われているが、「対象への関心」とはこのようなメタ・レヴェル的な客観化的態度の対象を含んだことではなからうか。

我々の経験では、実際このような態度をもってこそよりよく「諒解」し合えるというところが在る。例えば、為すべきことについて意見の

相違が在る場合、人々はその規範を妥当なものとして認めており、あなたはそのことに基づいてこうこうすべきであると主張しているのだが、人々がそのように認めていることそのものは一つの事実すぎない」と、規範の存立を「妥当意識」という一つの「事実」として論じていくことによってこそ、いわば「規範」の拘束から解放されて（「状況」認識を改めつつ）、真に「諒解」に達しうるということも十分に在りうる。そして「コミュニケーション的行為」の本質が「諒解」に在るとすれば、まさしくこの「会話」こそ「コミュニケーション的行為」の本義であるとも言えるのである。

だが、しかしながら、「コミュニケーション的行為」の本質は「諒解」にだけ在るのではなく、同時にその「諒解」を解した「行為調整」をも本質としてもつ。そして「会話」にはこの「行為調整」性が希薄である。我々の解釈では、多くの点で似ているが「討議」はこの点で決定的に「会話」と相違する。「討議」は——「会話」的なものでも在りうるが——「コミュニケーション的行為」の反省的形態として本質的には「行為調整」への志向を保持し続けるものである。前段で挙げた、メタ的な「規範意識」への論究ということも、（実践的）「討議」の場合は、背後に高次の規範的「根拠」を更に前提して、この「規範意識」をも（単なる「事実」ではなく）——それについても「妥当性主張」を掲げつつ——妥当・非妥当な「意識」とみなしつつなされる。これに対して「会話」では、この「規範意識」はいわば中性的に対象とされている。「会話」は総じて、「コミュニケーション」の維持そのものに主眼が在り、「世界」に対しては距離を取っている。このゆえに我々は、「会話」を「コミュニケーション的行為」の一つの形態と規定することを退けるのである。

以上は「コミュニケーション的行為」概念のほぼ純粹に内在的な「分析」に留まる。次のものとして「批判」が必要であることは言うまでもない。しかしながら、この概念については——「パラダイム」概念や「生活世界」概念についても同様のことが言えるのであるが——言葉としての流行が先行し、概念規定が曖昧なま

まに〈批判〉が行われているといったところも見られなくもない。ここには、ハーバマスの「コミュニケーション的行為」論と一種のデイス・コミュニケーションが在ると言わざるをえない。(今更)あえて「コミュニケーション的行為」概念の〈分析〉を行った由縁である⁷⁾。7) 本稿は「【理論】研究(一)」であるが、(二)は、同じく〈分析〉として、ハーバマスの「生活世界」の「技術化」「隷属化」「植民地化」という各概念の(相互にどう異なるのかの解明を主眼とした)検討を予定している。

引用文献略号

【理論】……J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, 2 Bde. Frankfurt a. M. 1981. 河上倫逸／M. フーブリヒト他訳『コミュニケーション的行為の理論』全三巻(未来社)。
WT……ders., >Wahrheitstheorien< (1972), in: Vor-

studien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns, Frankfurt a. M. 1984.
RC……ders., >A Replay to my Critics<, in: J. B. Thompson / D. Held (eds.), *Habermas: Critical Debates*, Cambridge (Mass.) 1982.
Ent……ders., >Entgegnung<, in: A. Honneth / H. Joas (Hrsg.), *Kommunikatives Handeln*, Frankfurt a. M. 1986.
ND……ders., *Nachmetaphysisches Denken*, Frankfurt a. M. 1988. 藤沢賢一郎／忽那敬三訳『ポスト形而上学思想』(未来社)。
安彦(1)……安彦一恵、「道徳の正当化」(『思想』684号、1981. 所収)。
安彦(2)……同、「行為とコミュニケーション」(『新・岩波講座・哲学』10巻、1985. 所収)。
安彦(3)……同、「コミュニケーション的行為」(丸山高司編『現代哲学を学ぶ人のために』世界思想社、近刊. 所収)。